

社会保険

いばらき

4

学生納付特例制度をご存じですか

2012 April
NO.405

- 住所が変わったら住所変更届を忘れずに
- 生活習慣病予防検診と特定健康診査のご案内

記事提供：日本年金機構 年金事務所
全国健康保険協会 水戸市南町3-4-12 常陽海上ビル8F
発行：一般財団法人 水戸市茨城県社会保険協会
TEL.029-226-8005



「宝蔵寺の紅しだれ桜」(撮影・水戸市)：日本写真家協会員 藤井 正夫

職場内で回覧しましょう

「学生納付特例制度」をご存じですか？

20歳以上の学生を扶養されている皆さん
国民年金保険料の「学生納付特例制度」をご存知ですか？

学生納付特例制度は、所得がない学生の方が、将来、年金を受け取ることが出来なくなることや、不慮の事故等により障害が残ってしまった場合に、障害基礎年金を受け取ることが出来なくなることなどを防止するため、学生ご本人の申請により国民年金保険料の納付が猶予される制度です。



対象となる方

大学（大学院）、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校（＊）に在籍する学生で、
学生ご本人の前年度所得が基準以下の方
(＊)「各種学校」→学校教育法で規定されている修業年限が1年以上の課程

所得の基準

118万円+扶養親族等の数×38万円

で計算した額以下の所得である場合

申請手続き

住所地の市町村役場国民年金担当窓口

なお、平成23年度に学生納付特例制度の適用を受けた学生の方で、平成24年度の申請用ハガキが送付された方については、申請用ハガキに必要事項を記入の上、返信して下さい。

学生納付特例期間に係る年金はどうなるの？

「納付」と「学生納付特例」、「未納」は、このように違います。

		納付	学生納付特例	未納
障害基礎年金 遺族基礎年金	(受給資格期間)	● 算入されます	● 算入されます	✗ 算入されません
老齢基礎年金	受給資格期間	● 算入されます	● 算入されます	✗ 算入されません
	年金額に反映	● 反映されます	✗ 反映されません	✗ 反映されません

- 障害基礎年金や遺族基礎年金を受給するためには、保険料の納付要件のほかに、一定の受給要件があります。
- 学生納付特例を受けた期間については、年金の受給資格期間には算入されますが、年金額には反映されません。
- 学生納付特例が承認された期間の国民年金保険料については、10年以内であれば、さかのぼって保険料を納める（追納）ことができます。（保険料の追納は、原則として先に経過した期間から行うこととされています。また、保険料免除等の承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年目以降に保険料を追納する場合は、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされますので、早めの追納をお勧めします。）

就職したら、
学生時代の
国民年金保険料
を追納することを
お勧めします。

◆詳しくは、お近くの年金事務所へお問い合わせください◆

事業主の皆さまへのお願い

住所が変更になったときは、 住所変更届の提出をお願いします。

「年金の裁定請求書」や「ねんきん定期便」などの年金個人情報を、被保険者の皆さんに直接お送りするためには、正しい住所の登録が必要となります。(ねんきん定期便は転送されません)転居などにより住所変更されたときは、すみやかに住所変更届をご提出いただくようお願いいたします。(住民票の住所を変更しても年金の住所は自動的に変更されません)

●厚生年金保険の被保険者が住所変更したとき

届出書：厚生年金保険被保険者住所変更届
添付書類：なし
提出先：日本年金機構茨城事務センター

●20歳以上60歳未満の被扶養配偶者が住所変更したとき

届出書：国民年金第三号被保険者住所変更届
添付書類：なし
提出先：配偶者が勤務する事業所を管轄する年金事務所

届出用紙

住所変更届の用紙は、日本年金機構のホームページ(<http://www.nenkin.go.jp/main/employer/index.html>)の「健康保険・厚生年金保険適用関係届書・申請書一覧」からダウンロードすることができます。



年金事務所では住所一覧表を提供しています

事前に、「厚生年金被保険者・国民年金第三号被保険者住所一覧表提供申出書」を、事業所を管轄する年金事務所に提出していただきますと、後日、住所一覧表をお送りします。(被保険者が1,501名以上の事業所は、磁気媒体(フロッピーディスク)のみでのご提供となります。)

現在の住所が、提供された住所と異なる場合は、住所一覧表に朱書き訂正していただくことにより、簡易に住所変更の届出ができます。(事業所ゴム印等及び事業主印の押印が必要となります)

年金手帳の再交付に御協力ください

厚生年金被保険者の方の年金手帳については、被保険者が勤務する事業所を管轄する年金事務所にて再交付となります。被保険者本人が年金事務所にて再交付を申請いただくことは可能ですが、提出先が管轄事務所でない場合、管轄事務所への転送となり窓口にて再交付できないこともありますのでご注意ください。

「平成24年度の算定基礎届説明会」を開催いたします

6月初旬に算定基礎届関係の書類を郵送いたします。到着したら、必ず、開封のうえ内容物の確認をお願いします。
※社会保険労務士に委託されている事業所については、社会保険労務士にお渡しいたします。

会場と日程については、平成24年5月号にてお知らせいたします。

その他、ご不明な点については、事業所を管轄する年金事務所にお問い合わせください。



説明会の
開催は
6月に
なります

特定健康診査のご案内

お送りしました。詳細につきましては、お送りしました**ご案内パンフレット**をご覧ください。

特定健康診査 ご家族の方が対象です

- 年度中(4~3月)1回に限り、協会けんぽからの費用負担(補助)が受けられます。
- 特定健康診査を受診するには、**受診券**が必要です。
(平成23年12月までに加入されている方には事業所へお送りしております。)
- 特定健康診査は協会けんぽが指定する健診機関又は市町村で行っている集団健診で受診いただけます。健診実施機関は協会けんぽのホームページ、または3月末にお送りしました「特定健康診査実施機関一覧表」をご参照ください。

[協会けんぽホームページ](#) ► [保健サービス](#) ► [健診実施機関等一覧](#) ► [茨城](#) ► [特定健康診査実施機関一覧](#)

- 特定健康診査以外のがん検診等は、各市町村または各実施医療機関にお問い合わせください。

◆健診の種類・対象者・費用◆

種類	対象者	検査項目	自己負担額
基本的な健診	40歳以上75歳未満の被扶養者のみ ※今年度75歳になる方は75歳の誕生日の前日まで受診いただけます。	問診、身体測定、腹囲、血圧測定、尿検査、血液検査	茨城県内の実施医療機関では 上限 2,561円 (費用総額7,961円)
		貧血検査、眼底検査、心電図 ※医師の判断により実施	茨城県内の市町村の集団健診では 上限 1,425円 (費用総額6,825円)
詳細な健診			茨城県内では 無料

◆健診の流れ◆



平成24年1月以降に加入された方は、受診券の申請が必要です。お手数をおかけいたしますが、「**特定健康診査受診券申請書**」を提出してください。

*「特定健康診査実施機関」:事前に予約が必要
「市町村における集団健診」:市町村によっては予約が必要な場合あり

◆健診後の特定保健指導◆

健診の結果、メタボリックシンドロームのリスクがある方で特定保健指導が必要な方に**利用券**をお送りします。「利用券」と「健康保険証」、「健診結果」を特定保健指導実施機関に持参して生活習慣の改善に取り組みましょう。

お問い合わせ先



全国健康保険協会 茨城支部 保健グループ ☎ 029-303-1584 (直通)

☎ 029-303-1500 (代表)

〒310-8502 水戸市南町3-4-57 水戸セントラルビル

協会けんぽホームページ <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/13.0.79html> または

協会けんぽ 茨城

検索

生活習慣病予防健診・

平成24年度の生活習慣病予防健診・特定健康診査のご案内につきまして、3月末に各事業所様あてに

生活習慣病予防健診 加入者ご本人の方が対象です

- 年度中(4~3月)1回に限り、協会けんぽからの費用負担(補助)が受けられます。
- 生活習慣病予防健診は、協会けんぽが指定する健診機関で受診することができます。健診実施機関の一覧は協会けんぽホームページ、または3月末にお送りしました「生活習慣病予防健診のご案内」をご参照下さい。

[協会けんぽホームページ](#) ► [保健サービス](#) ► [健診実施機関等一覧](#) ► [茨城](#) ► [生活習慣病予防健診実施機関一覧](#)

- 協会けんぽが実施する「生活習慣病予防健診」は、労働安全衛生法の「定期健康診断」よりも検査項目が多いので、「定期健康診断」の結果として労働基準監督署に提出できます。ぜひ「生活習慣病予防健診」をご利用ください。

◆健診の種類・対象者・費用◆

種類	対象者	自己負担額
一般 健 診	35歳以上75歳未満 昭和12年4月2日～昭和13年4月1日生まれの方は 75歳の誕生日の前日まで受診できます。	上限 6,843円 (費用総額18,007円)
付 加 健 診	40歳、50歳の方のみ 一般健診とセットでのみ受診可 昭和47年4月2日～昭和48年4月1日生まれの方 昭和37年4月2日～昭和38年4月1日生まれの方	上限 4,583円 (費用総額9,166円)
乳がん検診	40歳～74歳の偶数年齢の女性 一般健診とセットでのみ受診可	上限 1,610円 (費用総額5,365円)
		上限 1,036円 (費用総額3,454円)
子宮がん検診	40歳～74歳の偶数年齢の女性 一般健診とセットでのみ受診可	上限 630円 (費用総額2,100円)
	20歳～38歳の偶数年齢の女性 単独で受診可	
肝炎ウイルス検査	一般健診を受診する方 ※申し込みは健診時に窓口で(過去に受けた方は除く)	上限 595円 (費用総額1,984円)

◆健診の流れ◆



◆健診後の保健指導◆

メタボリックシンドロームのリスクの数に応じて、生活習慣の改善が必要な方に行われる保健指導のことで、協会けんぽより保健師が職場へお伺いして、生活習慣病の予防・改善や健康の維持・増進のための保健指導を実施します。(無料)

契約保養施設のご案内

茨城県社会保険協会では下記施設と年間契約を結び、会員事業所さまの被保険者及び被扶養者を対象に宿泊費の補助を行っております。

被保険者及び家族の保養・健康増進に是非ご利用ください。

施設名	所 在 地	電話番号	補助額
久慈サンピア日立	日立市みなと町6-1	0294-53-8000	一人一泊二食付き 1,000円
袋田温泉 「思い出浪漫館」	久慈郡大子町袋田978	0295-72-3111	一人一泊二食付き 1,000円
大洗海岸「大洗ホテル」	東茨城郡大洗町磯浜町6881	029-267-2151	一人一泊二食付き 1,000円
ヘルシーパル赤城	群馬県渋川市赤城町敷島44	0279-56-3030	一人一泊二食付き 1,000円
磐梯 西村屋	福島県耶麻郡猪苗代町 蚕養字沼尻山甲2855-144	0242-64-3311	一人一泊二食付き 2,000円
ペンション すすかけの散歩道	福島県耶麻郡北塙原村 桧原曾原山1095	0241-32-2858	一人一泊二食付き 2,000円
利用資格	一般財団法人 茨城県社会保険協会の事業に賛同し会費を納めている事業所の被保険者及び被扶養者		
その他	各施設 一人二泊まで(年度内) ※予定人員に達し次第、締め切ります。 施設利用料金等につきましては、各施設にお問い合わせください。 ご利用日をキャンセルする場合は、キャンセル料の発生時期が各施設により異なりますのでご確認下さい。		

利用補助 お申し込み方法

施設へ宿泊
の予約

協会へ施設
利用承認申請
書の提出

協会より
承認書が
届く

チェックイン
時に承認書
の提出

※保養施設利用承認申請書は、茨城県社会保険協会HPよりダウンロードできます。

★利用補助のお申し込み・お問い合わせ★

〒310-0021 水戸市南町三丁目4番12号 常陽海上ビル8階

一般財団法人茨城県社会保険協会 TEL:029-226-8005 <http://www.ibashaho.or.jp>